

平成29年2月27日

各位

株式会社北洋銀行

社会医療法人 北斗様が北洋医療福祉債を利用

～ 十勝管内の医療・介護・福祉事業者では初 ～

「北斗病院」等を運営する社会医療法人 北斗様(本社：帯広市稲田町基線7番地5、理事長：鎌田 一氏)は、2月28日に「北洋医療福祉債」1億円/年限5年を利用します。

北洋医療福祉債は法的に債券を直接発行できない医療法人等に、まず融資を実行し、その返済を受ける権利を銀行から特定目的会社(SPC)に譲渡することで、SPCがその権利を裏付けとして発行する一般企業と同様の銀行保証付私募債です。

北洋医療福祉債を利用するためには、医療法人等の規模、財務、収益内容等について厳しい基準を満たしていることが必要であることから、「優良法人」として社会的評価がなされます。また、投資家からみると、「医療法人等が確実に融資金を返済する経営体力を有するか否か」が判断基準となります。

当法人のメリットは、①間接的に債券発行のメリットを享受できること、②健全経営のPR効果が見込めることです。また、北洋銀行にとっては、①お客様ニーズへの対応強化、および②医療、介護、福祉マーケットからの収益機会を拡大できる点に意義があります。

当法人では、平成24年7月と平成25年9月に発行した「社会医療法人債」(※北洋メディカル債)に続いての利用となります。

今後も当行は、中小・中堅一般企業向けをはじめとして、医療法人等向けの本商品など、多様な私募債を道内のお客様に対してご提案していく所存です。

※北洋メディカル債とは、金融商品取引法に規定されている有価証券であり、財務内容が良好で、かつ監査法人等の監査証明の提出を要件とするなど、厳格な適債基準をクリアした優良な社会医療法人を対象に医療法に基づき発行する私募債です。

以上